

## 【企画課 監査指導室】

・日頃から障害保健福祉関係の指導監査にご協力等いただき感謝

### 1 令和2年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

#### (1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について（1頁）

##### ア 指導監査の実施等

- 指定取消事案や虐待事案が散見されるが、これらは制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、これらに関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと、監査への変更や行政上の措置など、引き続き、機動的かつ適切な対応をお願いする。
- 自治体においては事業所数の増加と職員の不足等で大変と聞いているが、障害者（児）が日々利用する事業所等の適正化のため、引き続き、障害者総合支援法等の関係法令、通知等を参照の上、指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な指導監査の実施をお願いする。

##### ウ 非常災害対策計画の策定等に関する指導・助言について（2頁）

- 近年、頻発する自然災害の発生状況等に鑑み、実地指導等においても、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の徹底を図るため、地域の実情に応じた非常災害に関する具体的計画の策定や避難訓練の実施状況等に関して、確認いただくとともに、必要に応じた助言等を引き続きお願いする。

#### (2) 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の監督について（3頁）

##### ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底等

- 国の都道府県等に対する実地指導における主な指摘事項は、①事業者からの届け出の未提出、②一般検査の未実施などが多い状況
- このため、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導・実地指導時等のタイミングで、制度の周知・届出の確認を行う等、届出受理業務に遺漏のないようお願いします。

##### イ 業務管理体制に係る一般検査

- 都道府県等においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いする。
- なお、一般検査の実施方法については、書面検査や事業所指導との一体実施も可能であるので、地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いする。

#### ウ 業務管理体制に係る特別検査

- 事業者に対して指定取消処分等を行う際は、業務管理の特別検査も実施し、組織的関与の有無等を検証するようお願いする。
- また、特別検査の実施の契機は、指定取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求めることにも御留意願いたい。

#### (3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等について(4頁)

- 都道府県等におかれては、関連の部局長通知等を参照の上、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いする。
- 国が行った都道府県等に対する行政事務指導監査の主な結果を見ると、①総合的判定の理由の記録が無い、②受理事務が不適切であるなど、基本的な事務処理の問題が多い状況であるため、引き続き、これらにも留意の上、適切に対応願いたい。

#### (4) 精神科病院に対する実地指導について(5頁)

- 都道府県等におかれては、管内の精神科病院に対する実地指導を計画的に実施し、精神保健福祉法の適正な運用の推進をお願いする。
- 国が行った都道府県等に対する行政事務指導監査や管内の精神科病院に対する実地指導の検証の結果は、①定期病状報告の遅延、②医療保護入退院届の遅延など、基本的な事務処理の問題が多い状況であるため、関連の部局長通知等を参照の上、引き続き、適正かつ効果的な実地指導の実施をお願いする。

#### 2 令和2年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について(8頁)

- 令和2年度の国による指導監査の具体的な実施計画は10頁のとおり。
- 実際の実施期間等については、①障害者自立支援業務等関係については各厚生局から、②特児手当等関係および精神保健福祉法関係については障害保健福祉部から別途連絡、通知を予定しているので、特段のご協力をお願いする。
- また、精神保健福祉法関係については、令和2年度も精神科病院に対する実地指導の実地検証を現時点で14箇所程度行う予定であり、こちらについてもご協力をお願いする。

- なお、大規模災害が発生した場合や新型コロナウイルス感染症に係る今後の感染の拡大状況等によっては、年度途中での計画変更を余儀なくせざるを得ない場合も想定されることから、その際もご理解・ご協力をお願いします。

#### (4) 平成30年の地方からの提案等に関する対応について(11頁)

- 地方からの提案等に関する対応方針において、障害者支援施設等に対する施設監査事務の効率化の検討が平成30年12月に閣議決定されているところ。
- このため、当省において本年度、施設監査事務の効率化等に関する調査研究を行っているところであり、これらの調査研究結果等も踏まえ、今後、施設監査事務に関して、資料1にある所要の見直しを予定しているので御了知願いたい。
- なお、資料1の見直しについては、施設監査事務の効率的・効果的実施に資するよう、最終的な成案を令和2年度に通知することを予定
- また、当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、今後実情に応じて、さらなる改善を図ることを検討予定としていることから、各自治体においては、当該通知を踏まえた施設監査事務の実施とともに、課題等についても把握願いたい。
- それでは具体的な施設監査事務の効率化案の概要について、資料1の中央の表「効率化・標準化案の内容」により説明

#### 【第1の見直しポイントは、1番の「施設監査の実施頻度の重点化」】

- 現在の指導監督状況等を総合的に勘案し、指定障害者支援施設については、過去の実地指導等において問題が無いと認められる場合は、現行は実質的に2年に1回の頻度としているところ、これを新たに3年に1回の監査とすることも可能とする予定
- 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設に対しては、例えば毎年度1回以上監査を実施するなどして、指導監査の重点化を図るもの。
- なお、障害児入所施設(児童福祉施設)は現行どおりの予定であり、引き続き、どのような対応が可能か検討予定

#### 【第2の見直しポイントは、2番の「確認項目の効率化等」】

- 指定障害者支援施設の実地指導の確認項目で代替出来る確認項目は施設監査の確認項目から除外する予定

- 参考であるが現在の確認項目 約80項目から見直し後の確認項目は 約60項目と、削減率は約▲2割となる予定
- また、確認文書については基本的にPC保管（電子保存）の資料は施設のPC画面上で書類を確認するなど、施設に配慮した確認方法にも留意していただく予定
- なお、14頁に「別添参考資料1」として、現在検討中の主眼着眼項目の改正素案を添付しているので後程参照願いたい。

### 【3番の「施設監査の所要時間の短縮」】

- 前述の確認項目の効率化等を踏まえて施設監査を行っていただくことで、一の施設あたりの所要時間の短縮を図るというもの。

### 【4番の「関連する法律に基づく指導・監査の同時実施」】

- 今回実施頻度を3年にすることで、社会福祉法人監査等、関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施について、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進するもの。

### 【5番の「運用の標準化」】

- 確認事務の円滑な実施や事業者負担等を鑑み、実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで（可能な限り1ヶ月以上前）に通知していただくとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すもの。
- なお、注意書きにあるとおり、事前に通告を行うことなく監査等を実施することが必要な場合もあるため、そのような場合は除くこととする。
- また、利用者の記録等の確認は原則3名までとする等の運用の標準化を図るもの。

### 【6番の「施設監査における文書の効率的活用」】

- 確認する文書は原則として施設監査の前年度から直近の実績までの書類とするとともに、事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とし、自治体内での資料共有を図るもの
- 特に①内容の重複防止（(a) 事前提出資料と当日確認資料の重複、(b) 法人内で同一である書類の施設・事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等の提出済の書類等）の再提出不要の徹底を図る。

- 表の右側にある、その他の留意事項については、例えば、①担当者の主観に基づく指導は行わない、②高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施等、いくつか列挙しているので、引き続きの適切な対応をお願いするもの。

**(5) 実地指導に係る文書量削減に向けた取組案について(12頁)**

- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」が令和元年5月に示した「医療・福祉サービス改革プラン」では、「障害福祉サービス事業所に対して国及び自治体が求める文書等の見直しを進め、文書量の削減に取り組む」とされている。
- このため、当省において本年度、文書量削減等に関する調査研究を行っているところであるが、これらの調査研究結果等も踏まえ、今後、実地指導に関して、資料2の所要の見直しを予定しているので御了知願いたい。
- なお、文書量の削減に向けた資料2の見直しについては、実地指導業務の効率的・効果的实施に資するよう、最終的な成案を令和2年度に通知することを予定
- また、当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、今後、さらなる改善を図ることを検討予定としているので、各自治体においては、当該通知を踏まえた指導の実施とともに、課題や改善方策についても把握願いたい。
- それでは具体的な実地指導事務の効率化案の概要について、資料2により説明

**【第1の見直しポイントは、前述の施設監査の見直し案と同様、1番の「実地指導の頻度(指導監査の重点化)」】**

- 現行の施設2年、施設以外は3年の実地指導の頻度については、現在の指導監督状況等を総合的に勘案し、施設・事業所ともに概ね3年に1度実施することを基本としつつ、今回の効率化策等を図ってもなお十分な頻度が確保できない自治体は、過去の実地指導等において、事業運営に特に問題がないと認められる施設・事業所の頻度を緩和し、集団指導のみ等とすることも可能とする予定
- 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設・事業所に対しては、例えば毎年度実施するなどにより、実地指導の重点化を図る。

**【第2の見直しポイントは2番の「標準確認項目」「標準確認文書」の設定等】**

- 現在、指定基準関係の確認事項については、部長通知により主眼・着眼事項としてお示ししているところ。
- これらについて、効率化して項目を絞り込み、仮称であるが「標準確認項目」として設定し、原則としてこの「標準確認項目」以外の項目の確認は特段の事情がない限りは行わないものとし、また、「標準確認文書」以外の文書は原則求めないものとすることを基本とする予定
- 確認項目の見直し（絞り込み）は、効果的かつ効率的な実地指導の実施に資するとともに、サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる項目として、また現在の指導監督状況から重要と考えられる項目等の観点から抽出した標準的な確認項目例を示す予定
- 確認項目数は参考として記載しているが、文書量の削減に資する今回の見直し案により、指定基準関係で確認する項目の削減率は、例えば居宅介護の場合は約▲3割となる予定
- なお、注意書きにあるとおり、例えば不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、標準確認項目及び標準確認文書に限定せず、必要な文書を徴し、必要な項目を確認するものとする。
- また、確認しないこととした項目であっても、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・処分等の対象となることについて集団指導等を通じて周知願いたい。
- 20頁に「別添参考資料2」として、現在検討中の標準確認項目等の素案として居宅介護のケースを添付しているので後程ご参照願いたい。
- なお、現在の指導監査通知の主眼着眼事項にある「報酬関係部分」は、今回は現行どおりの予定で有り、今後、他制度での検討状況に留意しつつ、引き続き、どのような対応が可能か継続検討していく予定

**【4番の「同一所在地等の実地指導の同時実施】**

- 同一所在地等の事業所に対しては、適宜事業者の意向等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程での実施を行う等、効率性の向上を図るもの
- 3番、5番以降の見直し事項については、前述の施設監査の見直し事項と共通事項であるため、説明は割愛 (以上)